

平成22年度参画協働の取組 自己評価シート

(所管課名) 学務課

1 平成22年度の細事業概要

※必要に応じて行の幅を拡大すること

事業名	学校・地域連携事業	章	5
		節	1
細事業名	学校・地域連携推進経費		
上位事業の目的	地域と学校とが連携して特色ある学校づくりや開かれた学校づくりを推進しながら、地域ぐるみで子どもたちを育てる。		
H22年度細事業の取り組み実績	学校支援ボランティアによる学校図書館の図書整備、環境整備が進み、児童生徒の学習意欲が高まった。また、地域の方のあいさつ運動、登下校時の安全指導等により地域との交流がより一層深まった。 ※別添資料()有・無		
参画の手法	市民に対して学校支援ボランティアの制度・活動状況等を紹介するとともに、学校を通して地域に周知を図り、学校教育活動への理解を深めるとともに学校評議員制度などを活用し、様々な学校教育活動の中で地域の方々意見を聴き、学校運営に反映する。		
協働の形態	学校支援ボランティア制度をとおり、「地域」「家庭」「学校」の役割を分担し、相互に連携することにより、教育支援活動を推進する。		

2 細事業コスト

(単位:千円)

決 算 額	平成22年度決算	平成23年度予算	平成24年度見込み
	2,119	2,144	4,154

3 細事業の参画協働に関する自己評価

評価ポイント		具体的な取組と評価・その理由など					
参 画	(情報共有) ①	[積極的な情報共有] どのような広報活動を通じ、どのような市民を対象として、事業に関する情報を積極的に提供しましたか。また、どのような情報収集を図りましたか	・熊本シティFMの「おはよう熊本市」により学校支援ボランティアの制度・活動状況を紹介し、学校支援ボランティアへの登録を呼びかけた。 ・学校からの配布物等をとおして、学校支援ボランティアの募集を広く呼びかけた。(学校) ・校区自治協議会等の地区での集会において、学校支援ボランティアの募集を広く呼びかけた。(学校)				
	②	[参画の機会の提供] どのような手法をどの程度組み合わせ、どのような市民を対象として多くの参画の機会を設けましたか	・学校評議員やボランティア参加者の皆さんに、当該活動に対する意見をもらい、活動内容の見直し等を行った。(学校) ・学校内で必要とするボランティアの支援内容を考え、地域の住民へ具体的な支援を呼びかけた。(学校) ・学校支援ボランティアの登録の際、ボランティアの内容を記載してもらい、ボランティアの項目ごとの状況把握を行っている。(学校)				
	③	[市民ニーズ等の反映] どのような点に工夫して市民からの意見や情報収集・意見交換等を行い、ニーズを事業に反映しましたか	・学校の授業において、専門的な知識をもつボランティアが必要なとき、地域団体の方々に情報収集を行い、人材を積極的に登用し、学習支援に活用している。(学校)				
課題と改善点	学校が必要とするボランティア活動と地域から寄せられているボランティア活動がマッチしない場合がある。さらにボランティアの登録者数を増やす工夫が必要である。		<table><tr><td>自己評価</td><td>A よくできた B まあまあできた C あまりできなかった D 全くできなかった</td></tr><tr><td>B</td><td></td></tr></table>	自己評価	A よくできた B まあまあできた C あまりできなかった D 全くできなかった	B	
自己評価	A よくできた B まあまあできた C あまりできなかった D 全くできなかった						
B							

評価ポイント			具体的な取組と評価・その理由など	
協働	④	【役割の分担】 当初の期待と比べ、市民との役割分担を明確にして対等な立場で事業を進めることができましたか	・共通目標である子どもの「生きる力」を育むために、学校・家庭・地域が協力、連携することを目指して、学校と学校支援ボランティアが対等な立場でボランティア活動を行っている。	
	⑤	【事業効果の向上】 当初の期待と比べ、市民との協働により、行政単独で行うよりも市民満足度が高まるなどの事業効果を上げることができましたか	・学校支援ボランティアにおける延べ活動者数が年々大きく増加している。 ・専門的な知識をもつボランティアを授業に活用することによって、授業の質が高まり、期待どおりに十分な効果を上げることができた。 ・授業等の学習支援において、授業が円滑かつ効果的に行われるように、事前に十分な打ち合わせを学校側とボランティアで行っている。	
	⑥	【信頼関係の構築】 当初の期待と比べ、協働を通じて情報共有を図り、お互いの信頼関係を築き、双方が実感できましたか	・子どものあいさつや活動者への感謝の言葉など交流ができるとともに、活動を通じて自分の生きがいや学習意欲が高まるなど地域コミュニティの育成や生涯学習の実践につながっている。	
	課題と改善点	平成16年度から開始した、各学校毎にボランティア活動者を登録して行う学校支援ボランティア制度が浸透し、多くの学校で積極的な活用が図られているが、一部の学校では、この制度の活用が十分に図られていない。	自己評価	A よくできた B まあまあできた C あまりできなかった D 全くできなかった B
情報共有・参画・協働の経費や期間に関する課題と改善点		ボランティア活性化のために、学校に予算を配当しているが、学校の要望額に比べ不足している。		

4 平成23年度の計画

23年度以降の方向性	☒ 拡大・充実 ☐ 現状維持 ☐ 見直し・改善 ☐ 縮小・終期設定 ☐ 廃止・休止
H23細事業の取り組み予定	・学校支援ボランティア活動の促進が図られるよう、研修会等で学校間の情報交換や特色のある取り組み事例を紹介する。 ・学校評議員の研修会等を通じ、更なる制度の周知、趣旨の理解を深め、評議員としての役割の充実と当該制度への意見を求める。
参画の手法	熊本シティFMの「おはよう熊本市」等により学校支援ボランティアの制度・活動状況等を紹介し、市民に対して更に周知を図り、学校教育活動への理解を深めたり、様々な学校教育活動の中で地域の方々意見を聴き、学校運営に反映する。
協働の形態	学校支援ボランティア制度をとおして、「地域」「家庭」「学校」の役割を分担し、相互に連携することにより教育支援活動を推進する。 また、地域性を活かした特技や専門性を活かしたボランティア活動を創出し、特色のある地域に開かれた学校づくりを推進する。

■ 学校支援ボランティアの活用

地域と協働した学校づくりを進めるため、地域の人々が様々な分野で学校と関わり、学校を支援する学校支援ボランティア制度を、平成12年度から開始し活動を展開している。

平成16年度からは、各学校が必要とするボランティアを校区の方々から募集・登録する新たな制度を構築し、地域人材を学校支援ボランティアとして活用することで、特色ある教育活動及び地域に開かれた学校づくりを推進している。また総合的な学習の時間に学校支援ボランティアをゲストティーチャーとして招き、子どもたちの生きる知識、技能及び文化を伝えている。

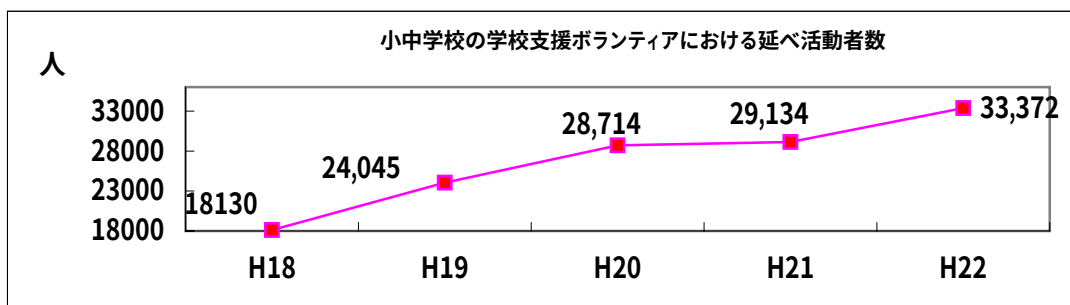
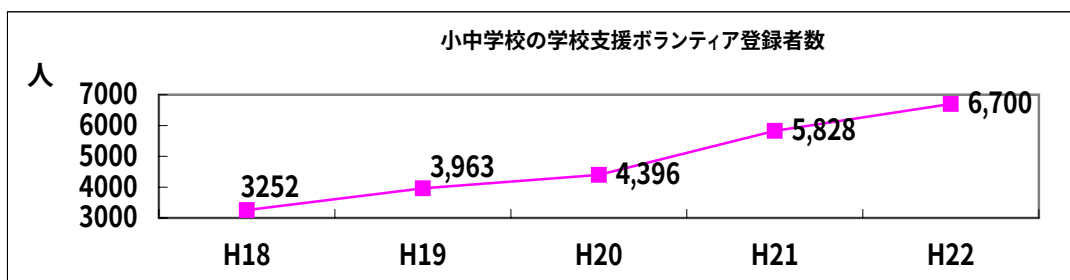
(サツマイモの収穫)



(交通指導)



学校支援ボランティアの推移 (平成18年度～平成22年度)



平成22年度 学校支援ボランティア活動状況

	小学校	中学校	計
活動学校数	87校	34校	121校
活動人数 (延べ人数)	29,215人	4,157人	33,372人

(活動項目別内訳) [主なものを抜粋]

活動項目 (大分類)	活動項目 (小分類)	小学校		中学校	
		活動回数	延べ活動人数	活動回数	延べ活動人数
総合的な学習の時間	読書活動支援	1,305	7,412	180	1,001
	環境学習支援	101	386	6	13
	福祉・健康	80	267	0	0
	学習支援	4	19	78	156
	伝承遊び・折り紙・竹細工等の指導	20	362	0	0
	郷土・地域	4	59	0	0
	学習支援	5	9	0	0
	歴史体験講話	3	32	0	0
教科等学習支援	道徳	0	14	0	0
	生活科	97	724	0	0
	家庭科	18	20	34	151
	体育科	49	124	0	0
	図工	2	2	0	0
	クラブ活動	243	532	19	37
学校管理支援	学校の樹木の管理	247	899	147	497
	校舎・遊具等補修の手伝い	97	193	42	144
	清掃	251	422	97	165
	学校図書館の手伝い	440	2,187	62	409
	交通指導・あいさつ運動	1,871	8,726	44	382

※予算は各学校あたり1校1万5千円 (平成23年度予算:201万円)

熊本市学校支援ボランティア活動実施要綱

制定 平成16年 7月 7日教育長決裁
平成17年 4月 1日教育長決裁
平成18年 4月 1日教育長決裁
平成20年 4月 1日教育長決裁
平成22年10月 1日学務課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市立小中学校（以下「学校」という。）において、特色ある教育活動及び地域に開かれた学校づくりを推進するため、地域と学校が連携協力して行う学校支援ボランティア活動について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校支援ボランティア 特色ある教育活動及び地域に開かれた学校づくりの推進のため、学校において登録を行い、学校を活動対象としてボランティア活動を行っている者又はボランティア活動を行おうとする者をいう。
- (2) 学校支援ボランティア活動 学校支援ボランティアとして登録を行った者（以下「登録者」という。）による、営利を目的としない自主的な活動で、学校の特色ある教育活動及び地域に開かれた学校づくりの推進のためのものをいう。

(登録)

第3条 校長は、学校や地域の実情等に応じ、学校が必要とする学校支援ボランティア活動の活動分野の学校支援ボランティアの募集を行い、地域住民等の登録申請に基づき、各学校において登録するものとする。

2 学校支援ボランティアとして登録できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 熊本市内に居住する者
 - (2) 熊本市内に勤務し、又は通学する者
 - (3) その他、校長が必要と認める者
- 3 前項に該当する者で、学校支援ボランティアとして登録を希望する者（以下「登録希望者」という。）が高校生または18歳以下の場合、保護者の同意を必要とするものとする。
- 4 登録希望者は、熊本市学校支援ボランティア登録申請書（様式第1号）を、登録を希望する学校の校長に提出するものとする。

(登録の変更)

第4条 登録者は、住所やその他登録申請書に記載した事項に変更が生じたとき（登録を辞退する場合を含む。）は、速やかに登録した学校に届け出るものとする。

(登録の取消し)

第5条 校長は、登録者が次の各号の一に該当すると認めたときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 学校支援ボランティアとしてふさわしくない言動があったとき。
- (2) 病気その他の理由により、活動ができないと認められるとき。
- (3) 政治活動、宗教活動又は労働運動を目的として活動を行ったとき。
- (4) 営利を目的とした活動を行ったとき。

(安全管理等)

第6条 登録者は、校長の依頼に基づき、学校支援ボランティア活動を行うものとし、学校支援ボランティア活動の活動中における安全管理に努めるものとする。

(秘密の保持)

第7条 登録者は、活動上知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。その登録が取り消された後も、また、同様とする。

(報酬)

第8条 登録者の活動に対する報酬は、無償とする。

(運用)

第9条 校長は、この要綱に定める範囲内において、個々の学校で学校支援ボランティアの運用に関する規程を

設けることができる。

(補償)

第10条 熊本市は、登録者が学校支援ボランティア活動の活動中に不測の事故により他人の生命、身体若しくは財物等に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合又は登録者が学校支援ボランティア活動の活動中に急激かつ偶然な外来の事故によって死亡若しくは傷害を負った場合に補償を行う。

2 前項の補償については、熊本市ボランティア活動保険実施要綱の定めるところによる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、学校支援ボランティアに関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。